

告示

埼玉県告示第五百六十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

項の規定により公告する。

令和七年七月十一日
埼玉県知事 大野 元 裕

登録番号	埼玉県第七〇〇号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	マモールC
保証成分量（％）その他規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・五 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
登録の有効期限	令和十年二月二十五日
生産業者の氏名又は名称及び住所	ワイケーマックス株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字桜沢六百六十三番地一